

YouTube を活用した福井の観光動画配信事業について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和2年3月17日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

(1) 業務名

YouTube を活用した福井の観光動画配信事業

(2) 業務目的

北陸新幹線福井・敦賀開業が令和5年春に見込まれる中、YouTube を活用し本県の観光コンテンツを紹介する動画を配信することにより、本県の魅力を発信し、首都圏における福井県の認知度を向上させ、ふくいファンを拡大する。

(3) 業務内容

I 観光コンテンツを紹介する動画の制作

①動画の制作、配信の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対して提案すること

- ・動画視聴者のニーズ（よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容、よく視聴されると見込まれる本県の観光コンテンツを活用した動画の例等）をふまえた事業実施に向けたコンセプト

②少なくとも次のとおり動画を制作することとし、企画立案、動画校正、台本作成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権の処理等の業務の一切を行うこと

ア YouTube 動画広告配信用の動画

- ・動画の時間 15秒
- ・制作本数 10本以上
- ・制作する動画のうち1本以上は、「ワクワク・ドキドキ」新幹線アイデアコンテスト「ワクワク」アイデア部門で入賞した「福井県下手ラップ動画配信事業（※）」を反映すること
（※）福井の観光地を地域の人があえて下手なラップで紹介する。「公式動画」+「下手」という「非常識」をつくり話題性を生み出すとともに、福井には実は良いものがあるというプロモーションに繋げ、ストーリー性を持たせる。

イ YouTube 掲載用の動画

- ・動画の時間 10分程度
- ・制作本数 1本以上
- ・15秒動画と連動し、観光コンテンツを深掘りした内容とすること

③動画制作にあたっては以下の点に留意すること

- ・福井県の観光コンテンツを題材とし、魅力を高めるような工夫をすること。なお、観光コンテンツは観光地に限定するものではない。
- ・あえて「福井」を強調せず、ふくいブランドの魅力を前面に打ち出すなど、「行ってみたいと思っところろが実は福井」と思わせる内容とすること
- ・見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性がある内容とすること
- ・本業務においては、動画そのものの訴求力を持たせるとともに、利用者やターゲットに合った内容

とし、例えばストーリー仕立てや映画仕立てにしたり、特に15秒の動画においては最初の5秒間を重視するなど見てもらえるための工夫をすること

- ・動画の内容にあった音楽音源を制作または選曲し挿入すること
- ・映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に対し出演の許諾を得ること

II YouTubeでの動画広告配信・掲載

①首都圏在住者への配信

- ・首都圏在住者でYouTubeを閲覧した人に対して、上記1(3)I②アで制作した動画を用い動画広告を配信すること
- ・配信にあたっては、視聴者の属性(年齢、性別、居住地、嗜好)や配信時間の選定を行うこと
- ・動画の配信回数の合計は800万回以上、視聴回数の合計は300万回以上とすること

②動画の掲載

- ・上記1(3)I②で制作した動画をYouTube等に掲載すること
- ・上記1(3)I②イの動画については1本あたりの視聴回数を20万回以上とすること

③視聴結果の分析

- ・動画の視聴結果に基づき、居住地、性別、年齢、嗜好、視聴時間などの項目で集計した傾向や今後の首都圏在住者に向けた動画等の活用案を分析・提案すること

III 独自事業

1(3)IおよびII以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。なお、独自事業についても契約金額に含めて実施すること

IV その他

①企画提案会議の開催

- ・受託者は四半期に1回、原則として福井県庁において企画提案会議を開催すること
- ・企画提案会議においては、動画の制作および配信の予定および実績、1(3)I①に基づく県への提案等について協議すること

②PR事業調整会議への出席

- ・受託者は県が四半期に1回、原則として福井県庁において開催するPR事業調整会議に出席し、他のPR業務受託者との事業調整を行うこと。また、会議における受託事業の必要な資料を作成すること

③福井県新幹線開業対策アドバイザー

- ・受託者は県が別途委嘱する新幹線開業対策アドバイザーとの協議も行い、事業を実施すること

④業務報告

ア 委託業務実績報告

- ・下記の月例業務報告のまとめおよび1（3）IV①の企画提案会議の概要等を取りまとめのうえ、実績報告書を作成し、電子データ一式とともに提出すること

イ 月例業務報告

- ・動画の制作、動画ごとの配信回数および視聴回数の実績等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめのうえ提出すること

⑤権利関係

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、予算額に含むものとする。
- ・本業務の実施より生じた著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は福井県へ帰属するものとする。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

(4) 履行期限 令和3年 3月31日（水）

<スケジュール>

令和2年3月	企画提案公募
4月	企画提案審査、事業者特定
5月～	事業実施

(5) 成果品

- ・実績報告書、収支決算書 各5部
- ・本業務において制作した動画（電子データをDVDまたはUSBで提出すること）
- ・本業務において作成した資料等
- ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当課

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号5階

福井県交流文化部新幹線開業課 担当 前（まえ）

電話 0776-20-0546

FAX 0776-20-0381

E-mail shinkansen-kaigyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

②提出期限

令和2年3月30日（月）17時15分

③受付時間

令和2年3月17日（火）から同年3月30日（月）の8時30分から17時15分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までの到達が必須）

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和2年4月7日（火）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

- ・様式2 1部

- ・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1（3）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・動画の制作、配信にかかる企画・提案（動画視聴者のニーズ（よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容、よく視聴されると見込まれる福井県の動画の例等）をふまえた事業のコンセプト
- ・制作する動画の例と制作本数（動画の題材とする観光コンテンツを全て挙げることにし、YouTubeでの動画広告配信動画については、そのうち一つの動画について動画イメージ（絵コンテ）を示すこと。YouTube掲載動画については、そのうち一つの動画について概要を示すこと
- ・動画の配信方法（動画の配信先の属性および配信時間、動画の予定配信回数および予定視聴回数）
- ・視聴結果の分析方法や今後の動画等の活用策
- ・独自事業

イ 実施スケジュール、業務実施体制

ウ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ 同規模のPR事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積（概算）

業務の実施に当たり、企画・提案、動画の制作、配信、分析および権利関係、独自事業等の実施にかかる経費およびその他の経費（打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

カ 再委託等の有無および予定

②提出期限

令和2年4月14日（火）12時00分

③受付時間

令和2年3月17日（火）から同年4月14日（火）の8時30分から17時15分まで

（※4月14日は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）。なお、提出された書類は返却しない。

（5）質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記（1）までメールもしくはFAXにて送付すること

①受付期間

令和2年3月17日（火）から同年4月7日（火）まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

4 契約方法等

次の手順による。

- (1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和2年4月下旬に福井市内にて実施予定で、日程、場所は別途通知する。
- (2) 県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。
 - ①業務の目的・内容の理解
 - ②動画の制作内容
 - ③動画の配信内容
 - ④視聴結果の分析方法と今後の動画等の活用策
 - ⑤実施スケジュール
 - ⑥実施体制
 - ⑦経費
- (3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。
- (4) 契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、県と契約者として随意契約により契約を締結する。なお、令和3年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

5 契約金額の上限

契約金額の上限は22,500千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもって企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 制作した作品等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。

(12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。